令和元年第４回西予市議会 総務常任委員会会議録

１．招集年月日　令和元年１２月１１日
１．招集の場所　第３委員会室
１．開　　会　令和元年１２月１１日
　　午後１時００分
１．閉　　会　令和元年１２月１１日
　　午後３時５４分
１．出席委員
　３番　宇都宮　俊　文
　７番　佐　藤　恒　夫（委員長）
　９番　竹　﨑　幸　仁
　12番　井　関　陽　一
　13番　菊　池　純　一
　14番　中　村　敬　治
　16番　兵　頭　　学（副委員長）
１．欠席委員
　なし
説明のため出席した者の職氏名
　総務企画部長　三　好　敏　也
　財政課長　宇都宮　明　彦
　総務課長　山　住　哲　司
　危機管理課長　谷　川　和　久
　税務課長　浜　田　直　浩
　復興支援課　和　氣　岩　男
　まちづくり推進課長　一　井　健　二
　教育部長　宇都宮　　裕
　教育総務課長　垣　内　俊　樹
　生涯学習課長　竹　内　克　之
　スポーツ・文化課長　谷　口　佳　代
　城川支所教育課長　久保田　　修
　消防本部消防長　佐　藤　克　也
　消防総務課長　酒　井　広　一
　議会事務局長　冨　永　　誠
１．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　事務局次長　山　下　一　彦
１．審査に付した事件
議案第157号　西予市行政財産使用料徴収条例制定について
議案第158号　西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について
議案第164号　西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第168号　西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議案第169号　西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
議案第175号　西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について
議案第181号　令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）
１．会議の経過　　別紙のとおり

会　議　の　経　過

開会　午後１時00分

○兵頭副委員長

これより令和元年第４回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会に当たり、佐藤委員長より御挨拶があります。

○佐藤委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、三好総務企画部長より挨拶をお願いします。

○三好総務企画部長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手をして、委員長の許可を得て発言をお願いします。それではこれよりの審査は委員長が行います。

【総務企画部】

【財政課】

○佐藤委員長

それでは議案審査に入ります。

議案第 157 号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」を議題といたします。

宇都宮財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

議案第 157 号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」説明をさせていただきます。

議案書２ページをお開き願います。

まず初めに、行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産であると地方自治法に規定されております。具体事例といたしましては、庁舎や教育保健センターといった施設は、この行政財産に該当するものであります。次に、行政財産は、一定の要件を満たした上で、その用途または目的を妨げない限度において貸し付けまたは私権を設定することができるほか、行政財産の目的または用途を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされております。

この行政財産の目的外使用に当たりましては、使用料を徴収することは、使用料に関する条例を定めなければいけないこととなっていることから、本市においては、西予市使用料及び手数料条例を定め、その運用を今行っているところでございます。

この条例の制定状況につきましては、本市以外の県内の市におきましては、行政財産の使用料の徴収に関する条例と手数料に関する条例は、それぞれが個別に制定されていることに加え、その内容を比較した場合におきましても、本市の使用料の徴収に関する事項は、庁舎を出張販売などに一時使用される場合、また職員が駐車場として使用する場合、また、太陽光発電設備を設置する場合のみの規定となっております。近年、市が所有します土地を一時的に資材置場として使用する場合や建物の一時的な使用など、行政財産に対する目的外の使用を求められた案件がみられております。

本市ではこのような状況を踏まえまして、多岐にわたる行政財産の目的外使用に対し、適切な対応を図る必要があることから、使用料及び徴収の方法等について個別具体的な事項を定めるため、県内自治体の状況を調査し、現在の貸付料設定の経緯等を踏まえた上で、様々な課題を整理することが今回できましたので、今回の第４回定例会において、本条例を制定するものでございます。

また、本条例の制定に伴いまして、関係する３条例につきましてもあわせて改正するものでございます。

以上、条例制定の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

今説明をいただいたんですが、具体的に一番この条例によって影響する施設というたらどこになるわけですか。

○宇都宮財政課長

各施設においてはそれぞれの施設において条例を設定して使用許可等を出しております。それ以外の一番大きいのは庁舎が使用料条例をつくってなかったので、特にうちの場合、庁舎の一時的な使用等が最近申込みもありますし、駐車場での販売等の要件も今きとるんですけど、そういったこ

とに対応するために今回条例を制定するものでございます。一番多いのは多分庁舎が該当するかと思います。

○中村委員

土地なんかの行政財産を貸すと言われますけれども、そういうどちらかというと遊休土地のようにも感じますけれども、そういう土地はたくさんあるんでしょうかね。そういう件数というか、面積というかそういうものは把握されとるんですか。

○宇都宮財政課長

遊休土地については、一応調査は毎年３月末でしております。手元に詳細な資料は持ってませんので後ほど報告させていただきます。

土地の使用につきましては、具体的にその業者の方が一定的な資材置場としての短期間での使用がありますので、そういったことに対応するためために、土地についても、今回条例を制定するものでございます。

○中村委員

行政財産以外の普通財産としての土地などについては、何かそういう貸し付けの規定があるわけですか。

○宇都宮財政課長

普通財産におきましても西予市財産規則の中で行政財産に準じて貸し付けを今行っております。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 157 号「西予市行政財産使用料徴収条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 13 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 13 分）

続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」財政課所管分を議題といたします。

宇都宮財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」のうち、財政課所管分について説明させていただきます。

今回は歳入のみの補正となっております。予算書 11 ページをお開き願います。

17 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 8583 万 1000 円の増額でございますが、今回の補正におきまして、一般財源に不足が生じましたので、収支均衡を図るため、繰入れを行うものでございます。今回の補正によりまして、補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで 23 億 7953 万 9000 円となる見込みでございます。

続きまして、同項 18 目地域振興基金繰入金 110 万円の増額でありますが、財政課所管の地域振興基金につきまして、今回の補正予算で計上しております施設の整備に要する経費に充当するため、繰入れを行うものでございます。

具体的には、予算書 14 ページ、7 款商工費、1 項 5 目宝泉坊ロッジ管理事業におきまして、電気系統切替え工事費に充当いたしております。これによりまして、補正後の地域振興基金残高は、予算ベースで 5 億 8718 万 2000 円となる見込みでございます。

以上が、財政課所管分に係ります補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

ただいま財政調整基金について説明がございましたが、今回の補正後に残高が 23 億 7900 万円程度になるという説明であったわけですが、昨年の大災害なども受けまして、この財政調整基金が一番大事なもとになる基金になってくるわけですけれども、基金残高がどれぐらいが適正かというのはなかなか決めがたいところがあろうと思いますけれども、西予市ぐらいの財政規模のところにおいては、この調整基金残高というのは、不測の事態を想定しながら、これ基金を積立てていかないかんわけですけれども、どれぐらいが適正かというのはそういう腹案はお持ちでしょうか。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村委員の財政調整基金の残高についての御質問なんですけど、御承知のように財政基金残高につきましては、国もいろいろな調査を行っております。その中で、各自治体においての基本的な考え方といたしましては、標準財政規模の約２割を基本とするような回答が一番多くなっています。この約２割というのが、単年度で見ますと赤字になった場合に、標準財政規模の 20%以上の赤字が出たら財政再生団体になるという規定がございますので、各自治体においては最低でも、単年度の 20%以上は基金として保有したいということで積立てをしているのが現状でございます。

当市におきましても、20%ということで回答はいたしておりますけれども、あくまでもこの20%は単年度の実質赤字比率を見た数値であるので、そもそも財政調整基金は年度間の調整が目的でございますので、当市におきましては 20%にこだわらず、決算状況と今後の中長期財政計画により、可能な範囲で積立てを考えております。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 19 分）

【総務課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 21 分）

続きまして、議案第 164 号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは、議案第 164 号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明させていただきます。

議案書 39 ページをお開き願います。

今回の改正は、会計年度任用職員制度移行に伴い、特別職で非常勤のものの職の整理を行ったことから改正をするものでございます。

本条例では、特別職で非常勤のものの職名及び報酬額を別表で定めておりますが、そのうち、交通指導員、社会教育指導員、公民館長、図書交流館長は、来年度から会計年度任用職員に移行いたします。また、地域審議会は既に解散をしているということ、また、自然保護指導員は本来県の任命によるものであることから、今回整理し削除するものです。

公民館の分館長、分館主事につきましては、勤務の状況を踏まえまして、委託に準じた取扱いとするため、整理し今回削除するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

今回削除されるものの中に自然林野保護指導員とありますが、これも遡っての話になりますけれども、西予市から委嘱されていた人がおられたのかどうか。これ県からの委託になると言われましたけれども、実態として委嘱しておったわけですか。その辺お伺いします。

○山住総務課長

この職につきましては総務課が所管をしているわけでございませんので、恐らく当時の農林水産課、事業課からの委嘱になるかと思うので、その辺りについては、こちらの情報持ち合わせておりませんので答弁は控えさせていただきたいと思います。

○菊池委員

参考までにお聞きしたいんですけど、この西予市の特別職の職員で非常勤の方は何人いらっしゃるんですか。わかりませんか。

○山住総務課長

ただいまの御質問ですけど、それぞれの非常勤の定数とかそれぞれ定めがありますので、それを合算すれば出せることにはなりますが全部の所管

課に確認する必要がございますので、もし必要であれば後ほどまとめて提出をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第164号「西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時26分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時26分）

続きまして、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」総務課所管分を議題といたします。

山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」のうち、総務課所管分について御説明させていただきます。

今回は歳出のみの補正となっております。予算書12ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、派遣職員管理事業324万円でございますが、10月に発生いたしました台風 19 号被害に伴い、愛媛県が福島県本宮市の対口支援団体として指定をされたことに伴いまして、県内市町と連携し、短期職員派遣での支援を行うこと。また、宮城県丸森町から直接市長に復旧復興マネジメントの協力要請があったことに伴い、それぞれの市町に派遣する職員 18 名分の経費を見込み計上するものでございます。

これにつきましては既に派遣をいたしております。実績といたしましては、福島県本宮市には、10月28日から12月１日までの間、延べ７名を、宮城県丸森町には、11 月７日から 19 日までの間、延べ６人を派遣いたしました。

先ほど申し上げましたが、それぞれ派遣は終了しておりまして、今後の人的支援につきましては現在のところ考えてはおりません。ただし、資料でありますとか、各種ノウハウ、そういった提供依頼があった場合におきましては随時対応するということといたしております。

なお、今回支出をいたしております経費につきましては、災害救助法による補助金、また、特別交付税で措置されるということとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時29分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時30分）

○竹﨑委員

最初の説明では、本宮市、それから丸森町、合わせて 18 名分と説明がありましたが、ただいまの説明では、本宮市が７名、丸森町が６名という報告があったんですが、その件について、詳細をお知らせいただきたい。以上です。

○山住総務課長

今回予算計上いたしております 18 名分ですが、これは補正予算計上時において見込みとして計上させていただいたものでございます。先ほど説明させていただいておりますけれども、既に派遣につきましては、12 月初旬で終了ということになっておりまして、その実績が 13 名ということでございます。

○竹﨑委員

見込みが18名、実質が13名だったということですね。了解しました。

○佐藤委員長

他にございませんか。

○兵頭副委員長

この本宮市と丸森町、丸森町は町長自体が直接西予市に依頼されたという話を聞きました。経験者が行ってお手伝いをしたという話も私も聞いたんですけど、野村の水害よりもっとひどい状態が全域に広がっておりましたというような話を聞いたんですけど、その行かれた方々の後の情報交換

いうか反省会、そういう形で何かやられるようなことは予定されてるんですか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 32 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 33 分）

○山住総務課長

今回被災地に派遣をしました職員に対しましては、それぞれ現在職務上使っておりますパソコンを持って行っております。そのパソコンにつきましてはこちらの本庁とネットワークでつながっておりますので、現地での活動等については逐次報告が上がり、職員間での共有は図られております。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 34 分）

【危機管理課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 36 分）

続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」危機管理課所管分を議題といたします。

谷川危機管理課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」のうち、危機管理課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、予算書５ページをお開きください。

宇和地区防災行政無線デジタル整備事業実施に伴う継続費の設定について御説明させていただきます。

防災行政無線デジタル整備事業につきましては、合併前の旧町単位で整備しておりましたアナログ同報系防災行政無線の一元化を図り、一体的な防災情報通信ネットワークを構築することを目的として実施しております。平成 24 年度に全体計画を策定し、平成 25 年度から野村町を皮切りに、順次、旧町ごとに整備を行ってまいりましたが、城川地区整備の際、平成 30 年７月豪雨の影響等により、工事の完成が本年９月末まで遅れることとなりました。これにより、今年度実施予定でした宇和地区デジタル整備工事の発注予定時期が遅れ、単年度での完了が見込めなくなったため、今回の補正予算により、令和２年度までの継続費を設定させていただくものです。

予算額としましては、工事施工監理委託料と工事請負費の総事業費 12 億 1987 万 7000 円のうち、令和元年度分として 3 億 6596 万 3000 円。内訳は、工事施工監理委託料が 354 万 1000 円、工事請負費として 3 億 6242 万 2000 円。令和２年度分として 8 億 5391 万 4000 円。内訳は、工事施工監理委託料 826 万 3000 円、工事請負費 8 億 4565 万 1000 円として計上させていただいております。

これに伴いまして、予算書 11 ページになりますが、歳入につきまして、20 款市債、1 項市債、6 目消防債、1 節消防債を 8 億 6650 万円の減額。

歳出につきまして、予算書 15 ページ、16 ページになります。

令和元年度予算の9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、13 節委託料のうち、監理委託料を 12 万 3000 円の減額、15 節工事請負費のうち、工事請負費を 8 億 6647 万 1000 円の減額とさせていただいております。

なお、現在最終整備に合わせて、全体の最適化を図るために変更設計を委託しており、12 月末に変更設計が完了、１月に入札公告を行い、令和２年３月から工事を開始し、令和３年３月末に完成予定となっており、この完成をもって西予市全域のデジタル整備が完了することとなります。

続きまして、同じく予算書は 15 ページから 16 ページになります。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、13節委託料として、国土強靭化地域計画策定支援業務委託料を計上しておりますので御説明させていただきます。

既に、一般質問の答弁の際にも触れさせていただいておりますが、現在国が推進する国土強靭化地域計画について、西予市において未策定となっ

ており、このような中、国から、令和２年度から地域計画に基づき実施する補助金、交付金事業採択の重点配分、優先採択、それから、令和３年度から交付要件化等の実施を検討し、地域計画の策定と国土強靱化の取組を一層促進することとした国土強靱化の取組推進方針が本年８月に示されたことを受けて、西予市国土強靱化地域計画の策定に向けた関係課による協議を開始し、本年 10 月１日に愛媛県で開催されました内閣府による地域計画策定に向けた説明会の内容も踏まえて、令和元年度末を目途に作成を進めているところです。

この策定に当たっては、既存の各種計画との整合性を図る必要があるなど専門性が高く、また、短期間での策定が必要なことから、策定支援を受けるため、このたび、委託料として579万4000円を計上させていただくものです。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

国土強靱化計画の策定の委託先というのはどこになるんですか。

○谷川危機管理課長

専門性のある、当然コンサルタント会社になると思いますけれども、西予市の地域事情等を既に実績等あるところも含めて今検討はさせていただいております。県内では愛媛県と大洲市しか策定の実績はないんですけれども、周辺四国、徳島のほうではある程度実績も進んでるようなところもあるようですので、そういったところの策定支援を行ったような業者を中心に、現在部内で検討を行っているところでございます。

○井関委員

ぜひ西予市の内容をよく知られているコンサルタントにお願いするようにしていただきたいと思います。

○中村委員

国土強靱化ということは早くから言われておるわけですけれども、西予市でそういう地域計画を来年３月末までに策定するということになりますと、国や県から示されておる基本方針があると先ほど言われましたけれども、西予市でそういうことについて、中心的に取り組むべき方針の概要といいますか、そういうものが現時点でわかっているのであればお示しいただけたらと思いますが。

○谷川危機管理課長

この国土強靱化というのは、それぞれの自治体で大規模な災害が発生する際に、要は弱いところ、脆弱性のある部分を抽出してそれに向かってどのような計画を立てていくかということになります。既に、西予市の総合計画、当課が持っています地域防災計画、都市計画、そして昨年の災害を受けて策定しました復興計画、これらの計画の部分の中から、国土強靱化に係る部分を抽出して、それに対する対応方針というものを今後決定していかないといけなくなります。

具体的にまたその抽出作業はこれからなんですけれども、現在その総合計画等を担当しておりますまちづくり推進課、危機管理課、それから都市計画等を担当しております建設課等の担当者レベルで集まりをもって今後またプロジェクトチームみたいなものに上げていく予定なんですけれども、そういった既存の計画、それから新たに取り組むべきことを今後盛り込んでいくという、現在は検討中のところでございます。

○中村委員

今後そういう取組をしていくということですけれども、強靱化計画というと非常に聞こえはいいんですけれども、実際、ハード対策、ソフト対策、それぞれあろうと思うんですけれども、ハード対策などになればお金と時間と、これもいつになるやらわからんような内容になろうと思いますよね、出来上がるまでには。それを超えるようなものもまた起こってくる可能性があるわけですから、そのソフト対策が中心になってくるんかなという気がするわけですけれども、その辺、そういう大まかなことだけでもまだわかってないわけですかね。国からはそういうハードな面を幾らこう入れて盛りだくさんに入れても実現不可能な話じゃなかろうかなという気はしておるところなんですけれども。

○谷川危機管理課長

中村委員おっしゃるとおり、国土強靱化に限らず昨今の計画というのは全てソフト・ハードが両輪となって進めていくということが大前提で、おっしゃるとおりハードには多額の費用もかかりま

すし時間もかかるという面があります。先ほど幾つか私が申し上げた計画も、全てソフト面も重視したような計画になってます。こちらのほうは、当然現在も進めておりますし、大規模災害に備えるためのソフト、危機管理課の地域防災計画等が主になるかと思いますけれども、そういったものの推進はこれまで以上に進めていくということは、国土強靭化にも趣旨にも合っているので当然なんですけれども、ハードの部分で、先ほど申し上げました国の関係府省庁からの交付金等の予算配分に関する重点化ということで、国が示された内容がハードの部分がちょっと大きく出てる分はあるんですけど、そちらのほうも、市が行う事業に対して有利な財政措置を受けれるというところの研究等についても、今後進めていくということで、ソフト面も当然重要視していくんですけれども、ソフトとハードとが両輪で進んでいけるような地域計画にしたいというふうに考えております。

○菊池委員

防災行政無線デジタル整備事業についてお尋ねします。これ事業は非常に高額な費用を要するんですけど、議会と市民との意見交換会の中で、市民の方からこういうことがあったんですよ。無線の運用規程という中で、いつも朝７時ごろ、防災無線ですがということでマイク放送があると。だけど時間が決まっとるんかどうかわからんのやけど、ちょうど７時のニュースの時間で、ニュースを聞きよるときにニュースも聞いたい、そっちも聞きたいということになると非常に聞きづらいと。そういうのを少し勘案してもらえんだろうかというようなこともありました。

これまた再度こうすれば再度聞けるというのは、機能的にあるとは思うんですけど、そこら辺の運用の規定なんかも少し実情に合わせたというか、そういう意見に合わせたようなことで、変更されるとかいうことも含めて考えありますかね。

○谷川危機管理課長

市からのお知らせの定時放送の件だと思います。こちらおっしゃりますように今の宇和地区のアナログ放送に関しましては宇和地区全体の放送を７時５分ぐらいから、その後、10 分ぐらいから５分置きに多田から順番に明間まで行っているというふうに、放送時間体を決めてその中で各地区放送をするというような状況になっております。デジタル整備が終わった地区に関しても旧町ごとにそういった時間割をして行ってた放送が、今度デジタルで一本化になりましたのでさらに細かく地区を分けてということで、ちょっと御不便をおかけしてる部分があるというふうに私どもも認識をしております。市からの行政放送がどれだけの必要性があってしなければならないとかも含めて、その放送内容、時間等も含めて情報推進室といただいた御意見も踏まえまして検討させていただいたらと思います。

途中にありました放送内容の聞き逃しにつきましては、録音のサービス、留守番電話サービス、電話をいただいたら電話でも聞けるサービスとあわせて、現在令和２年度予算で文字化をさせるようなアプリが、現在開発されているというふうなことも聞いておりますので、そういったものが、当市が進めているデジタル防災行政無線とマッチングさせて同時に運用できないか等も今研究をさせているところでございます。

そういったものを組合せて、聞き逃しのないようにということを前提として進めさせていただいたらと思います。定時放送のスケジュールは、今のところ運用としては、地区ごとの放送時間帯を分けての運用ということになっておりますので御理解をいただいたらと思います。

○中村委員

関連質問になるんですけれども、以前、地震対策として、家具転倒防止というような形で、平成 29 年か 30 年ごろからそういう補助事業がスタートしておると思うんですが、これらについて、執行状況といいますか、意外と私らの地元でも知っとる人は少ないんですけれども、市の広報などにも出てはおるんですけれども、その辺の執行率といいますか、普及率といいますか、そういうところがわかればこの際お知らせいただいたらと思うんですが。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後１時 55 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後１時 57 分）

○谷川危機管理課長

御質問にありました家具の転倒防止に対する補助金でございます。これは大規模な地震が発生した際に、一番避難に支障を来すことも含めてけが、命に関わる重要な対策として、建物の耐震化とあわせて、市で重要な施策として、平成 29 年度か

ら設けた補助制度になります。

実績としましては平成 29 年度初年度に９件で3万7200円、平成30年度が３件で1万3300円、今年度が現在のところ２件で 1 万 4000 円となっております。この事業は、家具等の転倒防止の取付け金具等を購入した際の補助事業費として２万円までの２分の１、1万円で65歳以上の方とか障がいをお持ちの方とか、小さなお子さんをお持ちの方とかを対象として、実施をしているものですけれども、先ほど説明させていただきました実績を見ても分かるように非常に伸び悩んでおります。いろいろな方にお話をお聞きすると重要性に関しては十分認識をしていただいておるんですけれども、取り付けるのに手間がかかるとか、高齢の方でしたら、１人では取り付けることができないというような御意見もあります。そこで今防災士連絡協議会の防災士の方を中心に、啓発活動とあわせて、無償でその設置に各御家庭に回っていただく等のお願いと、それからお引受けをいただいて活動をしていただいております。私どもとしましても、各種の防災講習会等にお邪魔した際には、必ずこの話はお話をさせていただきまして、その重要性と是非設置をしていただくということをお願いしているところでございます。ですので実績は非常に少ないのが現状ですけれども、重要な補助事業として、さらなる啓発を図っていきたいというふうに考えております。

○中村委員

多分平成 29 年のスタートのときは予算額が100万円あったと思うんですが、平成30年、令和元年と、その後も100万円ずつ計上されておるのかどうかということと、２件とか３件とか余りにも件数が少ないと、全部で 1 万 4000 円とか 1 万3300 円とかというようなことになりますとせっかくの予算 100 万円も確保しておっても未執行というような感じぐらいの予算になってまっているんですけれども。以前阪神大震災のことを考えますと、時間体のことがあろうと思いますけれども、圧倒的に家具の下敷きになって亡くなられた方が、6,000 人余りの死者の中で、大部分の人がそういう瞬間的に圧死されたと聞いておりますので、西予市でもしっかりとこのことを何らかの方法を変えてでも、広報活動に真剣に取り組んでいただいて、取付けていただく人が増えるように、そしてまた、予算も増やすようにつながるような形で、宣伝というか広報活動を周知していただいたらと思います。

○谷川危機管理課長

中村委員おっしゃるとおり実績の伸び悩みというのは、こちらも重大なことだと受け止めて、先ほど言いましたように、行政側だけではなくて防災士の皆様等も含めて、協力依頼をしていただきながら、引き続き啓発は続けていきたいと思います。

予算ですけれども、実績に見合ったということで当初予算としましては平成 30 年度からは 20 万円の額で計上させていただきまして、こちらの予算査定等の折には実績を上げていくということは十分示しながら、実績額に応じた金額として当初では計上させていただいておる現状でございます。

○佐藤委員長

他にございませんか。

○井関委員

先ほどの防災行政無線の話に戻るんですけども、今市民の方々で防災無線で放送してほしいという要望をしたときになかなか受入れをしていただけないというところがあるということで、特に緊急性がある場合はやっていただけるみたいなんですけども、前もって事業が決まってるものに対して、いざイベントをしました、集まりが少ないので、もう一度放送してもらえませんかというようなときには、その段取りができてないのでできませんとかという形でなかなか受入れをしていただけないというようなことが今実際にあるみたいなんですけど、先ほど菊池委員が言われたみたいにマニュアルというかそういう操作規程みたいなのがもう決定はされとるんですか。

○三好総務企画部長

防災無線の関係のマニュアルにつきましては情報推進室で策定をしております。そのようにいろんな緊急の放送依頼等もありますけれども、先ほど課長が申しましたようにこのデジタル化によりまして、時間配分が決められておりますので、今までみたいな柔軟な対応ができないということもございますし、ただ放送をしていいかどうかということもございます。今回そのような御意見をいただきましたので、その辺も踏まえまして、どのあたりが可能であるのかということをまた研究させていただいたらと思います。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時05分）

【税務課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後２時14分）

続きまして、議案第158号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」を議題といたします。

浜田税務課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、議案第158号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市三瓶町は、佐田岬半島に属する伊方町や八幡浜市と同様、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されております。指定された地域に該当する市町村は、地域の振興と発展を図るため、半島振興法に基づく産業振興促進計画を作成したときは、計画で定める事業の用に供する資産を事業者が新設または増設した場合、固定資産税の優遇措置を行うことができることになっております。

本市で三瓶地域の企業立地等を促進するために、半島振興法に基づく西予市産業振興計画を策定し、本年 10 月に認定されましたことから、三瓶地域の製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の産業振興につながる固定資産税の不均一課税を実施するため、本条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

浜田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

今農産物の加工とか、宿泊業とかに対して固定資産税をある程度優遇措置ができるという話でございましたが、三瓶町全域を含むということでよろしいですか。

○浜田税務課長

委員のおっしゃるとおり、三瓶町全域が対象地域となっております。

○佐藤委員長

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第158号「西予市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時17分）

【復興支援課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後２時27分）

続きまして、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」復興支援課所管分を議題といたします。

和氣復興支援課長の説明を求めます。

○和氣復興支援課長

それでは、議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」のうち、総務企画部復興支援課所管分の債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

補正予算書６ページをお開きください。

第３表債務負担行為の上から２行目でございまして、災害伝承展示室整備等委託1243万9000円でございます。災害伝承展示室は、平成 30 年７月豪雨災害の記憶と記録を後世に伝承するため、西予市復興まちづくり計画に基づき乙亥会館内に整備するものでございます。乙亥会館復旧工事が令和２年３月末に完了する見込みであることにあ

わせ、展示室整備の準備を並行して進めながら、発災から２年となる令和２年７月からの供用開始を目指す計画であります。したがいまして、年明けから業者を選定いたしまして、展示内容の検討を進め、新年度早々から着手する必要があることから、12 月議会で債務負担行為の承認を得るものでございます。

展示室の場所は、玄関ロビーから階段を降りた１階右下の角部屋になりまして、元のカルチャー室、マッサージ機等が置いてあった部屋になります。約８メートルの使用のスペースになります。展示のコンセプトは、４つのゾーンに分けて展示を考えているところであり、１番目が、被災前の過去からまちの姿を伝える。２番目が、平成 30 年７月豪雨災害の全体像を伝える。３番目が、復興への歩みを伝える。４番目が、教訓を学び、防災・減災を考え、つなげていくことを伝える。このような基本方針をもとに整備していく考えであります。

今後のスケジュールですが、１月から業者選定をプロポーザル方式で行いまして、展示内容の方針を３月末ごろまでに検討いたします。乙亥会館改修工事の完了検査後から着手いたしまして、６月末完成を目途に整備する方針でございます。供用開始は令和２年７月５日の日曜日、仮称としておりますが、西予復興まちびらきシンポジウムの開催に合わせてオープンする計画でございます。

以上、災害伝承展示室整備等委託に関する債務負担行為計上の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

和氣課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

展示内容についてなんですが、今説明していただきましたがこれは野村町のことに関してだけではなく西予市全体の展示をするということでよろしいですか。

○和氣復興支援課長

今回の平成 30 年７月豪雨災害では、西予市全体でいろいろな災害が起きました。特に野村町は水害で大きかったんですけれども、山間部、明浜のほうでも、宇和の明間におきましても土砂災害、水害、それぞれありましたので、西予市全体の災害状況をお知らせするとともに、それぞれ違った災害状況も展示する計画でおります。

○竹﨑委員

関連質問です。この４つのゾーンで災害伝承展示室ということなので、小学校でいうと３年生ぐらいから町内めぐり、つまり市内めぐりですよね、そういう社会科的な学びの場として、ぜひ小学生、それからルビを打つだとか、読みやすいようにするとか、それから、障がいを持った方にでも分かるようにするとか、そういう様々な配慮をされてると思うんですが、その辺の状況をお知らせください。

○和氣復興支援課長

ちょうど先週、西予市の校長会にお願いに行きまして、せっかく整備する展示室を子どもたちの学習のために使っていただきたいということでお願いに行っております。言われました子どもたちへのルビの関係もありますし障がい者のこともありますし、それから多言語化の関係についても、部屋が狭いので、その分をいかにして見せるか、外国の方につきましてはＱＲコードを見ていただいてそっから変換していくというような方向も考えるかなと思っております。あわせてそこの部屋だけでは本当に狭い部屋、８メーター四方ですので、そこから外に出ていく展開、乙亥会館の中にも浸水したラインの設置とか、それから１階に上がって外に出る景色、そこから見る西予市の野村の河川段丘によってどのような災害が起きたか、現場とそこに統一の被害状況のパネルを展示するとか、そういう方向も今考えております。あわせてジオパークが西予市の売りでございます。ジオパークのジオガイドさん、野村町にも大分かかわっていただいておりますので、そういうガイドの語り部的なものもこの災害によっては必要と思っております。その点も今の計画の中に入れている状況でございます。

○中村委員

３点ほどお尋ねしたいんですけど、災害伝承展示室と書かれておりますが、これはそういう名称がもう確定しておるんでしょうかね。それと、平成 30 年７月の災害を中心にして西予市管内の災害を中心に展示すると言われますけれども、過去の分、いわゆるこの去年７月に特化したような形になりますと、どうしてもそこへ集中してしまう

わけですけども、過去の歴史の中での１コマですので、特にデータは余り残ってないかもしれませんけれども、昭和 18 年の南予地方の大災害というのがあったわけで、その雨量にはまだ昨年７月でも到達してないわけですので、今後、そういうような大雨が降りますよというような警告を鳴らして今後に警鐘を鳴らすと、過去にこういう災害があったということにしたのではなく、やはり歴史的な経過の中で、こういうことも起こったと。今後はもっと注意しなければならないんじゃないかという、去年の災害が過去の災害と比較できるように、そういうことにも力を注いでもらいたいなという希望なんですが、いかがでしょうか。

○和氣復興支援課長

ただいま中村委員の質問にありましたこの伝承室の名称でございます。災害伝承展示室というのは、これはまだ仮称につけたものでございまして、本当にこの部屋の名前がどのようなものがよいのか、今後また協議をしていきたいなと思っております。

それから、平成 30 年７月豪雨災害の前の過去の災害、歴史ということでございます。最初のときも、４つのゾーンに分けて展示を考えているというところの中で、１番目のところの被災前の過去からの姿、まちの姿、言われましたように昭和 18 年大きな災害がありましたし、野村町の中でも実際に水害が起きたところの三島町の橋の災害の写真等もいただいておりますので、そういうものも含めて展示をしたいなと考えているところでございます。

○竹﨑委員

今の中村委員の関連ですが、今、課長が言われたように、過去から今日見たら今日というように７月の豪雨災害までのまとめたということを言われましたけど、海の子も視察に学びに行くわけですから、同じ過去から調べるんであれば、豪雨災害だけでなく、津波というのも西予市民の一つの方向性として、かなり過去のデータが残っております。それらも見やすくわかりやすく掲示しておれば、具体的に例えば三瓶の奥地湾だったらどこがどういうふうに浸水しているということも、宇和海全体も載ってるはずです。ですからその辺あたりも子どもたちが行ったときに、海にはこういう災害も過去に起こってるねということを、そういった把握にもつながるもので、そういった災害全体をとらえたとらえ方にしてもらったら、中村委員と同じですがやっぱりすごくより学びやすくなるんじゃないかなと思うのでぜひこれも意見としてお聞きいただいたらと思います。

○和氣復興支援課長

ただいま竹﨑委員から質問がありました各地からの災害、当然野村町だけでなくて海の津波被害のこともあると思いますので入れていきたいなと思っております。ちょうど先々週、私も災害支援で丸森町に行かしていただいたときに、隣町の山本町に災害伝承センターとかに行かしてもらいました。そこの中でもＶＲをうまく使った中で、津波の様子とかなんかもありましたので、そういう形も含めて展示をしたいなと思ってますが、それがどこまで、あの狭い部屋の中でできるかどうかということを一番危惧しておりますので、今のカルチャー室の横にトレーニングセンターがございますので、子どもたちがその勉強に来たときには１回そこの部屋で学んで、もっと細かい分については横の教室で実際に教えていくというような形がベストかなというふうに考えております。

○佐藤委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」復興支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決決定することにいたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 36 分）

【まちづくり推進課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後２時 42 分）

続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

一井まちづくり推進課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは、議案第 181 号「令和元年度西予市一

般会計補正予算（第５号）」のうち、まちづくり推進課所管分について御説明させていただきます。

予算書は６ページの第３表債務負担行為を御覧ください。

表の上から４番目の広報せいよ印刷製本費でございますが、期間は令和２年度、限度額を 727 万 9000 円と設定をいたしております。広報せいよにつきましては、令和２年度第１回目、４月発行５月号の発行予定日が４月 20 日となり、３月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのためには２月に入札を執行し、業者と契約を交わす必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、せいよ地域づくり手上げ型交付金ですが、期間は令和２年度、限度額を 3000 万円と設定しております。手上げ型交付金が始まり、本年度で４年目となります。令和元年度の地域づくり交付金事業の予算が1億円で、そのうち４割の4000万円を手上げ型交付金としております。今年度地域づくり交付金制度の見直しを行うため、地域づくり組織関係者も含めました制度改正検討委員会を開催いたしまして、より一層、地域力の向上が図られる制度内容について協議を行いました結果、基礎型交付金を 1000 万円増額し、手上げ型交付金を 3000 万円に減額して実施していくこととなりました。地域づくり交付金事業の総額１億円は変更ございませんが、基礎型 7000 万円、手上げ型 3000 万円の配分に変更を予定しております。なお、この手上げ型交付金は、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって、事業の決定を判断いたしますが、新年度予算が確定した後においての事前相談会、審査会、最終審査会というスケジュールでは、年度当初からの事業開始が難しいとの御意見もあり、今年度と同様に事前審査会を実施して、４月以降、すぐに事業が取り組めるよう債務負担行為を設定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

今の地域づくりの手上げ型交付金なんですが、話合いによって 4000 万円から 3000 万円に下がったという話でございましたが、今後、小規模多機能自治に移行していく上においては、逆に自分たちがこういうことをやっていきたいんだということがもっともっと打ち出されてこないとそちらの方向に動きにくいんじゃないかなという気が、私個人はしているんですけども、その辺の絡み合いはどのように考えておられますか。

○一井まちづくり推進課長

御指摘のとおり、今後小規模多機能自治になれば、当然そういう課題が出てくると思われます。当面令和３年度までについては、この内容で進めてまいりますけれども、令和４年度につきましては、また新たな配分について考えていきたいとは思っております。

ただ現在、手上げ型交付金として現在 4000 万円で進めておりますけれども、だんだん基礎型で、アイデアを凝らした、手上げ型でやっていけるようなものを基礎型として、自分たちの中で、自由に発想ができて、基礎型の中で運用をしていくような方向で若干進んでおる状況でございます。

またちょっと配分内容については検討が必要かと思うんですけれども、以前に比べまして、企画力というのができ上がってきておるので、３年後その実績を見てまた制度設計は考えていきたいと思っております。

○井関委員

今の説明の内容でありましたら、最終的に令和４年から小規模多機能に移ったときには基礎型の中で自由に発想をして動いていくような方向性に持っていきたいということでよろしいんですか。

○一井まちづくり推進課長

全て基礎型ということではありませんけれども、今回の手上げ型を導入したきっかけは、自発的に企画力とか、行動力を養うきっかけづくりというものとして手上げ型というのを採用いたしました。経過がございますので、今後、基礎型の中で、そういった養われてきたものが、基礎型のほうに広がっていけば、あえて手上げ型というものを今後段階的に減少させていくということも考えられるかと思います。内容的には、与えられたものをやるのではなくて、工夫して、アイデアを基礎形の中でアイデアを凝らしていくというような発想の転換が徐々には出てきてくるんじゃないかなと思っております。

○井関委員

そういう方向に行けばいいかなというふうに私も思ってるんですけども、与えられた金額の中で自分らが自由に発想して自由に使うことができるという中で動いて、使い切れなかった分は返しますよという三豊市がそういう形でやられてるんですけども、そういう方向性になると、みんなが今は手上げ型の場合は審査に落ちたものは実行できないというところがありますが、自由に使わせていただけるのであれば、地元の発想の中で動けるということで、そちらの方向に進んでいくのであれば、ここの後は金額の問題ですが、金額をなるべく多くして自治に任していただけるような方向性に進んでいただけたらと思います。

○一井まちづくり推進課長

委員御指摘のような形で進めれたらと思っております。これまで単純な配分というものではなくて、計画的な活用というものと、あと基礎型はハード整備が主体的なものであったんですけれども、ソフト事業のほうへ展開をしていくというような活動に切り替わっていけば、今回の地域づくり交付金事業の目的とするものであるのではないかなと考えておりますので、今後の活動の実績等を見ながら、また、制度設計は考えていきたいと思います。御提言ありがとうございます。

○中村委員

広報せいよの印刷製本費なんですが、727 万 9000 円を３月に切れ目のない予算執行ということで入札したいということだったんですが、これ令和元年度はどこの業者が仕事をとっておるのか、市内業者だろうと思うんですけれども、入札のときに応札した業者というのは何社あったのかなと。要するに競争原理が働いておるのかな、どうなのかな、市内業者優先されておると思うんですけれどもその辺の実態といいますか、令和元年度の実態をお知らせいただいたらと思います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 52 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後 2 時 53 分）

○一井まちづくり推進課長

印刷業者の状況でございますけれども、市内、市外の業者合わせまして、５社に入札を行っております。そのうち、今年度につきましては、佐川印刷株式会社吉田工場が落札をいたしているところでございます。

○中村委員

ぜひ市内業者に頑張っていただきたいわけですけれども、なかなかそうならない状況になっているのかなという心配があるわけですけれども、これはやはりいいものが安く手に入るということであれば、競争原理が働くのはこれも仕方ないかなと思っております。

○佐藤委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後２時 55 分）

【教育部】

【教育総務課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 04 分）

ここからは教育部の審査となります。

審査に先立ちまして、宇都宮教育部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮教育部長

宇都宮教育部長が挨拶を行う。

○佐藤委員長

続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」教育総務課所管分を議題といたします。

垣内教育総務課長の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは、審査いただきます令和元年度一般会計補正予算（第５号）のうち、教育総務課所管の債務負担行為分につきまして御説明いたします。

６ページをお開きください。

西予市スクールバス運行業務委託として、令和２年度 1326 万 3000 円を限度額とした債務負担行為を計上しております。これは、令和２年３月末

日をもちまして、委託契約が切れるスクールバス１台１路線、皆田小学校の明間線と、中途解約により代替運行しております１台１路線、城川小学校の遊子川線、それから現在運転士不足等で調整中のため、今後中途解約のおそれがあります１台１路線、野村中学校の寄宿舎の惣川用になりますけども、令和２年４月から遅滞なくスクールバスの運行を行うことができるよう債務負担行為を設定し、今年度中に契約とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤委員長

垣内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

城川の問題のときにいろいろ説明をいただいた中で、この委託の中でしっかりとした業務規程ができているのかという話が出たと思うんですけども、現在そういう運転する前のアルコールチェックとかはきちんとされるような規定がしっかりとなされているのかどうかということをもう一度確認で質問させていただきます。

○垣内教育総務課長

今ほどの御質問に対する回答ですけども、業者選定するときに、プロポーザルで業者は方法とかをしっかりと説明した上で採択になった業者ということになっておりますが、今回、１業者こういうことになりましたので、改めて、再度全業者を訪問いたしまして、その確認と安全運転の周知徹底をさせていただいたところです。

○佐藤委員長

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 02 分）

【生涯学習課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 04 分）

続きまして、議案第 168 号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

竹内生涯学習課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

それでは、議案第 168 号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本条例は、社会教育法の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関する事項を定めたものでございます。今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、特別職非常勤職員の一部や臨時非常勤職員につきまして、令和２年４月から会計年度任用職員制度へ移行することに伴うものでございます。

これまで、特別職非常勤職員として任用してきました公民館長を会計年度任用職員として任用する必要がございますことから、本条例に定める公民館長の任期及び身分の取扱い等に係る規定について削除をするため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 168 号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 06 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 07 分）

続きまして、議案第 175 号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

竹内生涯学習課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

議案第 175 号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

総合センターしろかわは、農林業経営の改善、技術の研修、情報連絡、コミュニティー活動などの拠点として、昭和 47 年にオープンいたしました。鉄筋コンクリート造り３階建てでございまして、大会議室や生活改善実習室、農林業経営技術研修室、図書交流館城川分館などがございまして、各種研修会や産業文化祭、講演会など、城川地域の活性化の中心的施設として活用されてまいりましたが、現在は耐震性がなく老朽化も著しい状態となっております。

一方で、現在計画されております四国西予ジオミュージアム（仮称）の整備では、建設用地として、幹線道路からのアクセスがよく、十分な駐車スペースを確保する必要があること。また、西予市立美術館ギャラリーしろかわや道の駅きなはい屋が隣接しており、相乗効果が期待されることから、西予市総合センターしろかわの敷地が選定をされました。

今回の改正は、そのような経緯から、四国西予ジオミュージアム（仮称）の整備に伴い、総合センターしろかわを解体することとなったため、本条例を廃止するものでございます。また、総合センターしろかわの施設内には、図書交流館城川分館が併設されていることから、同施設の廃止に伴い、あわせて同城川分館も廃止とするよう西予市図書交流館条例につきましても改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

今の総合センターしろかわの中に、図書館をあわせて廃止すると言われましたが、図書館はどこへいつの時点で移転する予定なんですか。

○久保田城川支所教育課長

城川分館につきましては、総合センターと一緒にあわせて廃止ということになります。そのように予定をしております。

○中村委員

総合センターの中にある図書館はもうなくなるわけですか。城川から図書館自体をなくすということですか。

○久保田城川支所教育課長

総合センターを廃止するときとあわせまして、図書館のほうもあわせて廃止ということに予定をしております。

○竹内生涯学習課長

そもそも城川には、公民館の中に図書館の分館を設けております。この城川支所がございますところについては、公民館がございませんので、そこは特例として、この総合センターしろかわに図書分館があったわけでございます。利用率からいうと、それぞれ公民館に併設している図書館分館の利用率がかなり高うございまして、中央に位置するこの城川分館につきましては、かなり低い利用率となっているという現実もございました。常に利用いただく方が、いわゆる常連ということですけども、お二人ございまして、そのお二人には、城川教育課から丁寧なお断りをさせていただいて、御理解をいただいておるということのようです。

○宇都宮教育部長

今ほどの関係ですけれども、この状況に至るまでございますけれども、昨年、平成 30 年７月に、図書館協議会を既に開いておりまして、そこでも皆さん方から御意見をいただいております。その際には、城川分館を廃止することに伴う本の活用についてということで、できる限り城川で見られるように努力していただきたいという旨の御意見がございました。それに伴いましてですけれども、今後の廃止後の対応でございます。先ほど課長からありましたとおり城川には各公民館、遊子川、土居、高川、魚成それぞれに図書交流館の分館がございます。そちらに、このたび廃止をする予定にしております城川分館の図書、またその他の資料等をそれぞれのところへというふうに考えているところであります。各公民館の分館を利用していただきたいというような方向で考えております。そういうことで、それぞれの分館に、本

館に配置、また野村分館にもあわせて蔵書を配置したいと、配分したいというふうに考えております。また、郷土資料に関しましては、建設予定のジオミュージアム（仮称）でありますが、ジオミュージアムの中で保管をというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員長

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 175 号「西予市総合センターしろかわ条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 14 分）

【スポーツ・文化課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 16 分）

それでは、続きまして、議案第 169 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

谷口スポーツ・文化課長の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、議案第 169 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市乙亥の里は、平成 17 年以来、地域住民の憩いの場として、住民の交流と健康の増進を図り、商業の振興と地域の活性化、伝統文化の伝承を図る拠点施設として利用されてきました。

乙亥会館につきましては、昨年度７月豪雨により被災したことから、令和２年４月からの供用開始へ向け、現在復旧工事を行っているところでございます。復旧工事により、温浴施設及びレストラン等を廃止し、シャワー室やトレーニング室を新たに設置し、市内の社会体育施設やスポーツイベント会場としてのさらなる充実を図ってまいります。あわせまして、災害の記録と記憶を後世に伝え、防災意識の高揚を図ることを目的に、新たに災害伝承展示室を設置いたします。

これら施設の変更に伴いまして、西予市乙亥の里条例の一部を改正するものでございます。また、乙亥会館の休館日につきましては、市内の社会体育施設と合わせまして、１月１日から同月３日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとし、施設の変更に伴い、使用料につきましても、消費税を含め、今回あわせて改正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この条例の第３条の（３）に、災害伝承展示室ということでこれ先ほど和氣復興支援課長にお聞きしたらまだ名称はこれからいろいろ協議して決めていくというような話だったんですが、この名称が条例案の中に出ておりますけれども、そういう手続を踏む中で、名称がまた変更になれば変更をするというような考えで、この条例を提案されているんでしょうかね。その辺をお伺いします。

○谷口スポーツ・文化課長

名称としましては、災害伝承展示室ということで、今回改正の中に組み込ませていただいております。今後その展示の更新も含めまして、その活用につきましては、また復興支援課とか、防災教育の面で危機管理課とか関係課と協議しながら、活用検討を図っていきたいと思っております。

○中村委員

この条例案の中にこういうように災害伝承展示室ということで既に明文化されておるということになりますと、先ほど議案第 181 号で復興支援課の和氣岩男課長が説明されたことと若干食い違うわけですけれども、その辺どうなのかなと思ったりするわけですけども。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 21 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 24 分）

○谷口スポーツ・文化課長

災害伝承展示室という名称につきましては、条例の中で制定して決定でございます。ただその通称名につきましては、また復興支援課で今後検討

される予定でございます。

○佐藤委員長

他に質疑はございませんか。

○井関委員

利用料の表があるんですけども、トレーニング室、トレーニングマシンということで、利用料が 210 円、110 円ということで掲載されとるんですが、このトレーニングマシンについてはどのようなものがどの程度入るのか、今決定しているようだったら教えていただきたいんですが。

○谷ロスポーツ・文化課長

このトレーニングマシンにつきましては、新たに購入するものではなくて、今野村体育館にあるトレーニングマシンをそのまま移動して設置するものでございます。

○井関委員

今、野村体育館の２階に置いてあるものと言えば、相当古くて、いろいろなところも傷んでいるような状態のものがほぼじゃないかなと思うんですけども、これに対して利用料を取るというような代物ではないような気がするんですが。新しく入れてもらえるのかなと思っとったんですけどその辺はどうですか。

○谷ロスポーツ・文化課長

現在の予定としましては、野村体育館のトレーニングマシンをきちっとそこら辺は点検して、使用できるものを設置する予定でございます。またその新たなトレーニングマシンの要望とか今後出てくるかと思いますが、それはまた検討させていただいて、今の段階としましては、野村体育館のきちっと点検して使用可能なもののトレーニングマシンを設置する予定でございます。

○井関委員

直してから導入されるというのも悪くはないんですけども、本当に見ていただいたらわかりますが相当古い状態のものでございますので、できれば最新のマシンを入れていただいて、料金はもっと高くなっても構わないと私個人は思うんですが、そういう施設にしていただきたいと、これは要望です。

○谷ロスポーツ・文化課長

ありがとうございます。またその要望をこの先検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員長

他に質疑は。

○兵頭副委員長

乙亥会館全体のことなんですが、建設完了予定が一応来年３月という予定になっておりますけど、工事の進捗状況等、間違いなしに３月にできるわけですか。そこら辺だけちょっと説明願ったらと思います。

○谷ロスポーツ・文化課長

御心配いただいております乙亥会館の工事進捗の具合ですが、現在 11 月末現在の進捗率といたしましては、建築と電気と機械設備工事、この３工事平均の実施出来高が 29.3％でございます。予定出来高としまして 32％としておりましたので、今のところほぼ順序で少し遅れぎみでありますが、これは十分ここ１カ月ぐらいで回復できるということで工程会議では確認しておりますので、予定どおり４月からの供用開始に向けて進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 169 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 29 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 30 分）

続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」スポーツ・文化課所管分を議題といたします。

谷ロスポーツ・文化課長の説明を求めます。

○谷ロスポーツ・文化課長

それでは、続きまして、議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」スポーツ・文化課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書 16 ページをお開き願います。歳出を説明申し上げます。

10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総

務費、保健体育総務庶務事業 70 万 4000 円を計上しております。内訳でございますが、来年度４月 22 日から 23 日の２日間に愛媛県内で東京 2020 オリンピック聖火リレーが開催されることに伴い、当日のランナーの安全確保のために、走行ルートを交通規制する必要があり、住民へ周知するための交通規制、チラシ、ポスターの作成経費として、委託料 13 万 1000 円を計上するものでございます。また、同じく東京 2020 オリンピック聖火リレー開催に伴いまして、自主警備及び交通誘導に関する計画作成に当たり、県実行委員会が一括して委託契約を締結し、そのうち西予市負担分として、負担金補助及び交付金 57 万 3000 円を計上するものでございます。

続きまして、予算書 17 ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項保健体育費、2 目体育施設費、体育施設維持管理事業 982 万 3000 円を計上しております。明浜高山地区体育館につきまして、軒のコンクリートの爆裂が発生しており、軒天、パラペット部分等を中心とした改修を行うための工事請負費を計上するもので、財源に体育施設整備基金を充当しております。

以上、２事業でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

体育館の修繕 982 万 3000 円ということで結構な金額かなと思うんですけれども、この体育館はいつごろ建築されたものなんでしょうか。まず、１点をお尋ねします。

○谷口スポーツ・文化課長

高山体育館は、昭和 51 年に建築されております。

○佐藤委員長

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」スポーツ・文化課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 35 分）

【消防本部】

【消防総務課】

○佐藤委員長

再開いたします。（再開　午後３時 38 分）

ここからは、消防本部の審査となります。

審査に先立ちまして、佐藤消防長より挨拶をお願いいたします。

○佐藤消防本部消防長

佐藤消防長が挨拶を行う。

○佐藤委員長

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」消防総務課所管分を議題といたします。

酒井消防総務課長の説明を求めます。

○酒井消防総務課長

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」消防本部所管分について御説明させていただきます。

今回補正を予定しておりますのは、八幡浜地区施設事務組合の消防事業に係る負担金の減額を計上するものでございます。

予算書９ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9 款消防費、補正前の額は 25 億 1406 万円でございまして、今回補正額の 8 億 6349 万円を減額させていただき、合計 16 億 5057 万円になるものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして御説明をさせていただきます。予算書 15 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費の補正前の額は 7 億 3636 万 9000 円で、補正額 269 万円を減額いたしまして、7 億 3367 万 9000 円になるものでございます。これは八幡浜地区施設事務組合負担金のうち、主に人件費の見直し及び前年度繰越金確定に伴います補正予算で、補正額は、一般会計負担金 89 万 3000 円、特別会計負担金 179 万 7000 円の合計 269 万円の減額となるもので

ございます。

以上、令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）消防本部所管分についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長

酒井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 43 分）

【議会事務局】

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 45 分）

ここからは、議会事務局の審査となります。

議案第 181 号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」議会事務局所管分を議題といたします。

冨永事務局長の説明を求めます。

○冨永議会事務局長

予算書６ページをお開きください。

今回は、議会だより印刷製本費について、債務負担行為の補正であります。議会だよりは、１冊 16 ページから 20 ページで、１回における発行部数 1 万 7900 部を年４回、定例会開催月の翌月 20 日前後に発行しており、市内全戸配布及び県内外の市議会等に送付することとしております。

今回の補正は、第１回定例会の３月号が４月 20 日の発行日になっており、３月中旬から編集、入稿の作業を進めるために、２月には業者と委託契約を締結する必要があるため、債務負担行為の補正をするものであります。期間は令和２年度、限度額は 165 万 5000 円であります。

以上、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長

冨永局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

先ほど広報せいよの印刷製本についてもお尋ねしましたが、今度議会だより印刷製本費についてお尋ねするわけですが、広報せいよは先ほどお尋ねしましたら、令和元年度は印刷製本を市外業者の佐川印刷というようなことで、応札された５社の中から決定されておりますが、議会だよりの印刷については令和元年度につきましてはどういう経過をたどっておりますでしょうか、お伺いします。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩　午後３時 50 分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開　午後３時 52 分）

○冨永議会事務局長

ただいま中村委員の御質問でございますが、議会だよりは、市内業者２社が応札をし、大成社が落札をしております。

○佐藤委員長

他に質疑はありませんか。

○井関委員

議会だよりなんですけども、ホームページ等々ではカラーで非常に見やすい状態になっております。それで、今実際のものは表と裏だけがカラーでやって、相中は全部２色刷りという形になっとるんですが、広報せいよは全部オールカラーとなっていて実際にこの値段、金額的にも、４倍をかけても 500 万円程度にしかなりませんので当然金額の差があるありますので、なかなか全部カラーにせよという要望はできないのかもしれませんが、より見やすく見ていただけるために、カラーの状態で、議会だよりが製本できないかなというところがあるんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○冨永議会事務局長

ただいまは現在の本年度と同じような形で見積りをとっておりますけれども、今後議会だより編集委員会の皆様と協議をしながら、なるべく安い額でできるのであれば、そこらも検討していきたいと思います。

○佐藤委員長

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第181号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第５号）」議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

予定をしておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて令和元年度第４回定例会総務常任委員会を閉会といたします。

閉会：午後３時54分

【署名】委員長：